

土肥信雄著「それは、密告からはじまった」（「七つ森書館」）に思う

1、「土肥裁判」と日本の司法の問題点

日本の司法が、日本の民主主義の柱である三権分立の一翼を担う独立機関として機能しているのかと疑問を持つことが多い。日本の裁判官の実態はほとんど明らかになっていない。

憲法は国民が時の政府に向かって発する命令である。法律は時の政府が国民に向かってする命令である。憲法は、法律に優先する。政府の法律が憲法に合致しているかどうかを最高裁判所は国民に代わってチェックするのが本来の仕事である。

最高裁判所の裁判官たちは、政府が作る法律が、それは憲法の下位概念ですから、国民に代わって憲法に合致しているかどうかを国民に代わって審査するのが本来の仕事である。

ドイツと比較すると、憲判決の数 日本・10件 ドイツ・500件以上。 裁判官数 日本・2,850人 ドイツ・22,100人。行政訴訟の数(年)日本・1250件 ドイツ約22万件 行政訴訟上原告(市民)勝訴率日本・2～3% ドイツ10%以上である。

ドイツでは、違憲判決は500件以上出されている。しかし、違憲審査を日本はなきに等しい。10件しかない。行政府、立法府の暴走を審査しチェックする気概は裁判官に少ない。本来なすべき仕事をしていない。

最高裁判所が一番関心のあるのは人事だ。最高裁事務局を頂点にして司法官僚の給与と昇進、転勤人事など雁字搦めにして、事務局の意向に反する判決は出せないようにしている。「ヒラメ裁判官」が生き残る。

「最高裁事務局が裁判官人事に実質的に強大な権限をもっている法的根拠は、なによりも憲法八〇条一項の前段「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する」とある。

「判事補・裁判官の人用と再任用、転勤、昇任、報酬、部総括指名、人事評価などは、実質的に最高

裁事務局の司法官僚の手に握られている。そしてまた、選任の基準は全く不明のままだが、判事補段階に於いて司法官僚のエリート候補生の選別が、最高裁事務局によって行われている」（新藤 宗幸『司法官僚』岩波新書）

最高裁判所の判事の人事権を内閣が持つ。日本では「司法の独立」は、虚像だ。仮面をかぶった「行政機関」でしかない。

「日の丸」「君が代」の教育裁判では、教師の側は、敗北続きであったが、ほとんど敗北であった。東京地裁では、杉本判決、難波判決など優れた判決もある。「人権を尊重」する裁判官も数少ないがいるが、難波氏は、熊本に転勤させられたと漏れ承る。

難波判決は、2006年9月のことであった。教科書裁判における杉本判決と同じく、教育裁判として画期的な価値があり、歴史的判決であった。第1に、憲法19条で保障する「思想、良心の自由に反する」とする明確な違憲判断を示した。都教委の教職員に対する「日の丸・君が代」強制は思想・良心の自由を規制する問題であるとした。厳しく精神的自由についての審査基準を適用した。

第2は、教育基本法第10条1項で禁止する「不当な支配」にあたるとし、学習指導要領の国旗・国歌条項は、「教育の自主性尊重」という観点から教育現場に義務づける根拠とならない。「都教委が教職員に対して『日の丸・君が代』を實際上強制する『10・23通達』及び、校長の職務命令を「不当な支配」にあたる」とした。

土肥氏も、難波判決を高く評価したが故に、三鷹高校の副校長に「密告」され都教委から呼び出しを受け、都教委から「指導される」事件が起きた。難波裁判を評価することが、校長失格だという都教委のあり方が問題だ。

戦前「平和」や「戦争反対」を語った教師が職場から追い出された。あるいは殺された。追い出した人間たちによって日本は焼け野原になり、おびただしい人が殺され、アジアの国々の人々を塗炭の苦しみに陥れ、殺した。彼らこそ日本を滅ぼした。

特高警察部長安倍源基、課長毛利基、警部中川成

夫の指揮のもと、須田勇巡查部長、特高第一係、須田雅六巡查、山口源司巡查らが拷問をおこない小林多喜二を虐殺した。

毛利は、32年警視庁特高課が部に昇格、安倍が部長になるとその下で特高課長となり“共産党壊滅に功あり”として勲五等旭日章をもらい、異例の出世をとげます。中川成夫は、高輪警察署長、築地署長と出世し、東京滝野川区長をつとめ、戦後46年に区長をやめた後、東映取締役興行部長となり『警視庁物語』シリーズなどを全国上映。一方、北区で妻に幼稚園を経営させ、これを背景に64年には東京北区教育委員長になりました。戦後の民主教育の一つの柱であったはずの教育委員会の委員長になることには大きな疑問を感じる。

土肥氏が「都教委を訴えた」ことの意義は大きいですが、日本の司法の問題は重大な問題を抱えている。その問題を乗り越えて良い判決を期待する。

2、都教委の「不正と不法」を「告発する書」

土肥信雄著「それは密告にはじまった」は、「都教委の暴走、横暴」に対する告発の書である。資料として都教委の連発する違法な、人権無視の通達、通知のこれまでの闘いの年表が重要である。

「それは密告にはじまった」は、土肥氏の渾身の力こめて「都教委を告発した」書だ。

都教委の「横暴と卑劣さ」、「人権侵害」は数限りない。土肥氏に対する言論弾圧だけでない。

教職員や生徒に対する言論統制、人権侵害の数々がこの裁判で明らかになってきた。教育において言論の自由、教育者の教える自由を奪うことは、戦前を見れば明らかのように、戦争への道につながる。

戦前は平和を語る教師はそれだけで処罰の対象になった。現代は「日の丸」「君が代」強制することに反対しただけで、処罰を受け、職場から排斥され、再雇用が不可能になった。

明治5年学制公布によって国民教育の制度が確立され、その指導原理が求められた。国民道徳論が発展し、教育勅語が、戊申詔書が、師範学校令が発布されて、国民教育の基礎は国民道徳に求められるこ

ととなった。自由主義・個人主義思想を徹底的に排除し、個人としての自覚の機会を奪い、「国家権力と天皇」への「絶対的服従」の観念を注ぎ込むことに全力を傾注した。その結果、無自覚で無批判で事大主義的で非人間的な日本国民を作り上げた。

最後の元老西園寺公望が亡くなる直前「明治以来の教育の方針が悪かった」と語らしめた。

3. 「日の丸・君が代」の強制は、内的良心に対するリトマス試験紙。

小渕内閣の時の「国旗国歌法」は「国旗は、日章旗とする」「国歌は、君が代とする」がその引き金になった。野中官房長官は「法律ができたからと言って強要する立場に立つものではない」と答弁した。その答弁は、国会を出た途端「雲散霧消」。何一つその法律のできたプロセスを尊重する気は、都教委も、文部科学省もない。文部科学省も、東京教育委員会も、法すら守る気がない。憲法を守ろうとする人が罰せられ、憲法を否定する人が、大手を振って歩き、処罰をする。

本当に彼らは愛国心を持っているかどうか怪しい。『改定 日米安全保障条約』を締結させた岸信介元首相に関するもので、「岸信介元首相がCIAのエージェントであったというかなり衝撃的なものなのである。この情報の出所は、『週刊文春』2007年10月4日号の『岸信介はアメリカのエージェントだった!』と題する特集記事である。更にこの記事の元ネタになっているのは、ニューヨーク・タイムズの現役記者、ティム・ウィナーの著書『LEGACY of ASHES The History of the CIA』というもので、これはかなり信頼度の高いものである。世の中は逆立ちしている。

愛国者と名乗る人は「一部の利益が全体の利益に勝ると考えているひと。征服者の手先であり政治家の餌食」(「悪魔の辞典」)信用できない。

彼らは、教育者として、人間として信用できない。憲法の番人の裁判官も、憲法を守る気概は全くない。

「第19条思想及び良心の自由は、これを犯してはならない。」思想及び良心の自由は、表現の自由などの各種精神的自由権の前提となる規定として把握

される。その内容が内心の自由であることから、他者の人権との抵触による権利の制約や、政策的目的による制約が極めて限定的にのみ観念される権利であり、最大限保障される権利である。思想・良心の自由は思想・良心を形成する自由や外部に表明する自由も保障している。

学校現場への都教委は「日の丸・君が代」を強要は徹底した。強要することによって、生徒にも教員にも愛国心が増すより、憎悪の観念を植え付けるだけだ。愛国心は強制するものではない。教育の現場は荒廃した。その荒廃の極には「日の丸・君が代」強制を国民にも教師にも生徒にも説得できない彼らは、職員会議を否定し、「職員会議で挙手・採決」を禁ずるという戦前にもなかった暴挙、教員の口封じ、言論封殺に打って出た。

教員の「思想、信条、表現の自由」を弾圧し、否定した。今の日本を支配する重苦しい空気は、言論の封殺が一因である。ものごとを吟味し、批判し、真実はどこにあるかを追求する精神こそ、教育においてもっとも大切にされなくてはならない。教員の「自由検討の精神」を封じる都教委の通知は、その精神を否定するものである。「吟味する精神」は、思想などという難しいものではない。むしろ思想を肉体に宿す人間が心して自らから持つべき潤滑油のようなもの。こわばってとげとげしくなっていく学校を柔軟な姿に戻すためにも、吟味する精神は欠かせない。その精神を働かせ教育の根本をたずねることは、すべての先生が参加してはじめて可能だ。職員会議を否定するような通知は、学校教育を壊すことであり、壊してしまった。

土肥さんは「都教委が正しいのか、私が正しいのか判断してもらうため」「公開の場で討論するために裁判に」訴えた。「米長氏を批判したことを密告され、都教委から3回も呼び出され、最後には米長氏が三鷹高校を訪問することを告げられた」。

裁判では「都教委は米長氏が三鷹高校を訪問することを告げていないと主張」している。「言論の自由が憲法で保障されている日本で、批判するだけで強権的な指導や脅迫をする」「都教委の『ウソ』『密告

』から始まった私への言論弾圧と裁判の中での都教委の『ウソ』の全てを全国民に伝え、都教委の『横暴と卑怯』の実態を明らかに」したい。

カントは、「汝の権利を踏みにじった他人をして、処罰を免れて恬然たらしむることなかれ」という格律を導き出している。「密告した卑劣な人間」に、対抗措置をとることは理の当然の義務である。都教委が行った横暴、暴虐、人格を踏みにじるあり方は、我々も含めて、土肥氏の著作は「憤怒の書」である。「権利のための闘争」の足跡である。

教育庁に突然呼び出された。「都庁の指導課長のところに行くと、高野敬三指導課長、加藤裕之学務部課長、清水宏人事部副参事の三人が既にそろっていました。第一声が『あなたのことを内部告発する投書があった』。私が内部の誰かによって密告されたということでした。・・・弁護士から『土肥さんは何も悪いことをやっていないからそれは密告だよ』と教えられました。主な内容は二つ。一つ目は教育委員の米長邦雄氏を批判した。二つ目は、管理職にもかかわらず日の丸・君が代裁判で原告（教職員）が勝訴した難波判決を評価した。この二点について厳しく指導された」。校長である前に人間だ。肩書なんか何の意味もないことを理解できない愚かな、みすぼらしい自らの姿を恥ずかしいと思わないのか。

肩書にとらわれ何も聞こえず、何も見えない都教委の人間よ。我々は、日本人である前に、人間だ。我々は、教員である前に人間だ。人間はすべて平等である。市民としての意見を語ったことが、副校長により密告され、都教委という権力、肩書きで持って「指導」という名の脅迫を受けなくてはならないのか。

イザヤ書42章18節に「耳の聞こえない者たちよ、聞け。目の見えない者たちよ、目をこらして見よ」とある。何故聞こえなくなったか。何故見えなくなったか。密告者の三鷹高校の副校長。恥ずかしい自分の姿をよく見よ。ソクラテスは「汝自信を知れ」と語った。

都教委が、校長、教員の人格そのものを否定し、無礼極まりない不法と暴虐を行っている。沈黙する

こと、臆病者として逃げることは、我々自らの人格を否定することになる。

「私の権利が侵害・否認されれば法一般が侵害・否認され、私の権利が防御・主張・回復されれば法一般が防御・主張・回復される。」(イエーリンク「権利のための闘争」岩波文庫)

権利が侵害されるだけでなく、人格まで脅かされているのである。「権利のために闘う」ことは、自己自身のためのみならず、国家・社会に対する義務でもある。我々は恐るべき時代、悲しき時代、その中で生きていかななくてはならない。

都教委は「ゲシュタポ(ドイツ秘密警察)」「ゲーペーウー(ソ連秘密警察)」「カー・ゲー・ペー(ソ連国家保安委員会)」「特高」になった。

土肥信雄著「それは密告からはじまった」は、そうした問題を具体的に告発している。是非手に取って読んでほしい。

教育者ではない。教育委員会の一人が公安の天下りで、東京都は、教育を治安の問題と考えている。

「憲法と良心」に従い、裁判官が判決を出されることを期待する。